

反社会的勢力排除に関する基本方針

シックス・アパート株式会社（以下「当社」）は、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える暴力団、暴力団構成員・準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の暴力・威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」）との一切の関係を遮断し、健全かつ適正な企業活動を推進するため、ここに反社会的勢力排除に関する基本方針を宣言します。

- 1 当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断します。
- 2 当社は、企業行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、代表取締役を統括責任者とし、組織全体で反社会的勢力排除に取り組みます。
- 3 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員・従業員の安全確保のために必要な策を講じます。
- 4 当社は、反社会的勢力と一切の取引を行いません。反社会的勢力との取引が判明した場合には、ただちに契約等の解消又は解消に向けた措置を講じます。
- 5 当社は、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- 6 当社は、反社会的勢力への金銭その他の経済的利益の提供又は裏取引を行いません。

2026年（令和8年）1月28日 制定

シックス・アパート株式会社